

くらしのかから版

No. 7

特

集

クリーニングのトラブル (P 2 ~ 3)



くらしの情報セミナー受講生募集
(P 3)



統計スポット
(P 4)



くらしのリーダー大募集!

「くらしのリーダー」とは、家庭や職場、地域で、消費者トラブルの防止や、被害の拡大を防ぐために活動していただく、「見守り役」です。
ご一緒に「くらしのリーダー」として活動して下さる方を募集しています。

「くらしのリーダー」の活動は...

- ・消費生活センターが発信する情報を、身近な方へ伝えていただきます。
- ・お近くで消費者トラブルが起きたとき、相談窓口を紹介していただきます。
- ・希望される方は、出前講座の運営に参加していただきます。

消費生活センターからの支援は...

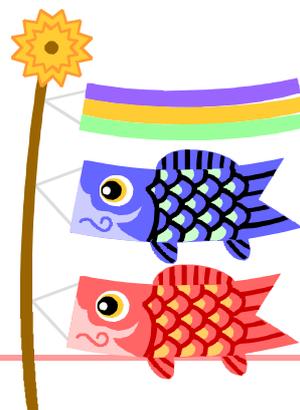
- ・広報紙やチラシなど、最新情報を提供します。
- ・研修やリーダー相互の情報交換の場を設けます。

詳しい内容は...

- ・消費生活センターホームページをご覧になるか、お電話でお問い合わせください。

ホームページ：<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

電話：077-563-4584



クリーニングのトラブル

クリーニングのトラブルという、クリーニング業者だけの問題であると思われがちです。もちろん、クリーニング業者の問題もありますが、衣料品メーカーや消費者に問題があることもあります。

今回は、トラブルを防ぐために消費者にできることを、事例を交えてご紹介します。

(事例1)

ポリウレタン製のコートをクリックングに出したところ、表面にべとつきが発生し、一部ははがれてしまった。

ポリウレタンコーティング樹脂の耐用年数は3年程度といわれています。このトラブルの原因は、年数の経過により劣化したポリウレタンがドライクリーニングの機械的作用ではがれたり、溶剤によって溶けたことにありました。

衣類を購入するときに...

衣類を購入するときに、その素材や加工方法を確認しておくことでトラブル防止に役立ちます。衣類は消耗品です。時間の経過とともに劣化していきます。素材によっては数年しかもたないものもあります。

また、「高価な物が長持ちするとは限らない」という点にも注意が必要です。

(事例2)

スカートをクリーニングに出したところ、穴が開いてしまった。

調査の結果、もともと虫食いにより開いていた小さな穴が、クリーニングのみみ作用などで大きくなったものであることが分かりました。

衣類を使用、保管するときに...

クリーニングに関するトラブルの中には、消費者の使用、保管方法が原因で発生していた問題が、クリーニングによって目立つようになった、というものがあります。

虫食いによる穴や、衣類を身につけているときの摩擦による生地への傷みがクリーニングによって目立つようになったものや、消費者が行った染み抜き、漂白、洗濯などが原因で、クリーニング時に脱色や損傷が現れた、というものもあります。

(事例3)

ジャンパーをクリックングに出したが、返ってきた品物を見ると、ファスナーが壊れていた。クリーニング業者に苦情を言ったが、業者は「うちで壊れたのではない」と言って取り合わない。業者は、ジャンパーを預かるときに、ジャンパーがどのような状態かを確認していなかった。

衣類をクリックングに出すときに...

信頼できる業者を選びましょう。次のような点を参考に業者を選ぶとよいでしょう。

- ・洗濯物を預かるときに、衣類の状態を確認しているか。
- ・お客から、衣類の状態について話を十分に聞いているか。
- ・預かり証を渡しているか。
- ・料金や納期を明示しているか。

(事例4)

クリーニングから返ってきたズボンを、袋に入れたまま保管していた。3か月経過してズボンをはいたところ、しばらくして太ももが痛み出し、赤くはれてしまった。

衣類がクリーニングから返ってきたときに...

クリーニング後の衣類には、クリーニングの溶剤が残っていることがあります。袋に入れたまま保管するなどして、溶剤が乾燥しないうちに衣類を着用すると、事例のような「化学やけど」になるおそれがあります。クリーニングの工程で溶剤は取り除かれているべきなのですが、消費者にも注意が必要です。

- ・クリーニングから返ってきた衣類は、袋から取り出して陰干ししましょう。
- ・溶剤のにおいが強い場合は、クリーニング業者に再乾燥を依頼しましょう。



衣類に問題を見つけたら...

多くのクリーニング業者は、トラブルが発生したときは、「クリーニング事故賠償基準」に基づいて対応しています。

しかし、クリーニングした品物を消費者が受け取って6か月、または品物を預けてから取りに行かず1年経過すると、この基準による賠償は受けられなくなります。

衣類がクリーニングから返ってきたら、すぐに仕上がり状態を確認しておくことが大切です。

当事者同士での解決が難しいときは、消費生活センターにご相談ください。

滋賀県立消費生活センター 電話：0749-23-0999

滋賀県立消費生活センター分室 電話：077-563-7009



(相談事例は、県立消費生活センターなどの相談事例をもとに構成したものです。)

くらしの情報セミナー受講生募集!

テーマ どうなる年金? ~自分らしい豊かなくらしを考える~

*年金制度をしっかりと学び、

「自分らしい豊かなくらし」を一緒に考えましょう!

日時：平成19年5月30日(水)13:30~15:30

会場：滋賀県立消費生活センター

彦根市元町4-1(JR彦根駅から西へ徒歩5分)

講師：滋賀県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 下田祥子氏

定員：60人

申込み：はがき・電話・FAXで、講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・FAX番号をお知らせください。

申込み・問い合わせ

：滋賀県立消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1

電話：0749-27-2233 FAX：0749-23-9030



統計

スポット

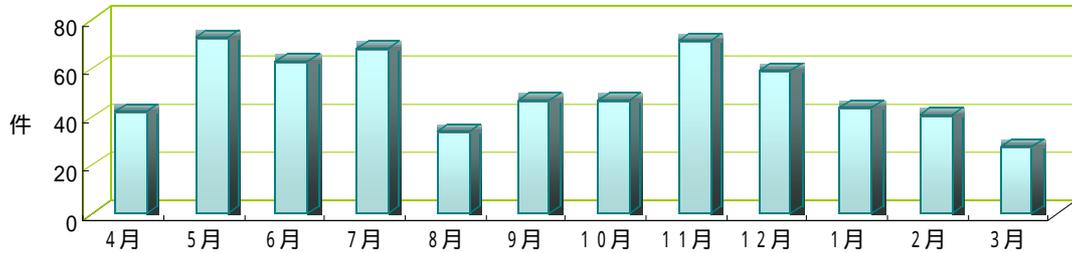
～滋賀県内の消費生活相談状況の中からご紹介します～

〔統計期間：2006年4月1日～2007年3月31日〕

(「クリーニング相談月別件数」のみ、2001年度から2006年度合計のグラフです。)

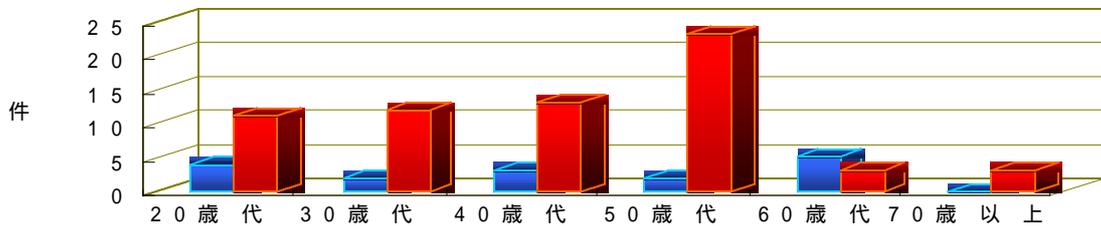
クリーニング相談月別件数

■ 2001～2006年度合計



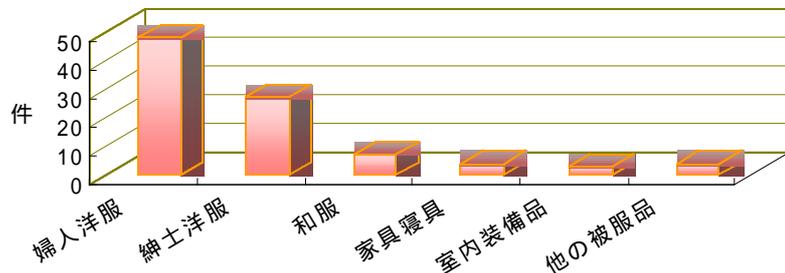
契約当事者年齢・性別

■ 男性 ■ 女性

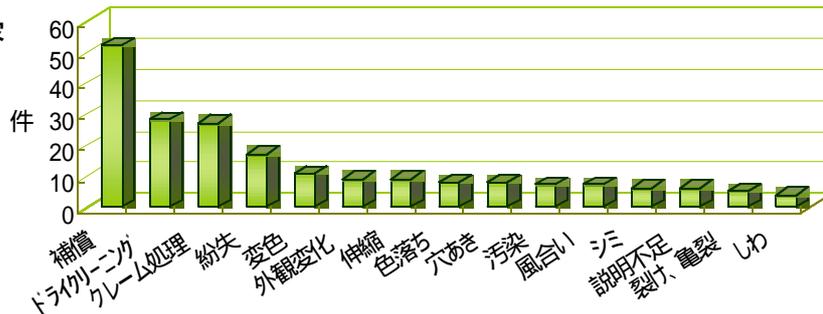


(「契約当事者年齢・性別」：無回答あり)

商品名



主なトラブル内容



(「主なトラブル内容」：相談1件につき重複する項目があります)

「くらしのかわら版」の記事は、消費者トラブル防止の目的であれば転載は自由です(イラストは除く)。転載される場合は、出典を明示してください。

また、業務の参考としますので、掲載紙を1部ご提供ください。

インターネットでもご覧頂けます。 <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> 平成19年4月発行

〒522-0071 彦根市元町4-1

〒525-0032 草津市大路一丁目1-1

滋賀県立消費生活センター

滋賀県立消費生活センター分室

TEL: 0749-27-2233

TEL: 077-563-4584